

令和 6 年

第 4 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25  
年函館市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条に次の 1 項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、  
各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第 2 5 条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第 2  
項中「第 2 項」の後ろに「および第 6 項」を加える。

第 2 6 条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関

する基準の一部改正に伴い，救護施設および更生施設における個別支援  
計画の作成に関する規定を整備するため